

令和4年 第13回教育委員会 会議録

日 時	令和4年10月26日（水） 午前9時00分～午前10時20分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	永野教育長、松本委員、流石委員、中野委員、畠山委員
事 務 局	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長、文化資料館担当課長、中央公民館長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	議案第14号 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の制定に係る協議について 議案第15号 向日市公民館管理運営規則の一部を改正する規則について 議案第16号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第12回会議録の承認について諮る。 （全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、議案第14号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の制定に係る協議について」を上程する。
事務局	地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の制定について、市長から協議があったため、教育長に対する事務委任規則第2条第15号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。 新しい市民会館が令和5年2月から供用開始されることになっており、市民会館を使用する場合は、向日市民会館の設置及び管理に関する条例第6条に基づき、市長の許可を受けなければならないとされている。 一方、公民館の登録団体が公民館活動として市民会館を使用する場合には、従前通り月2回までは無料で使用できることとしているが、市民会館の使用に当たっては、社会教育法、公民館の設置及び管理に関する条例及び公民館管理運営規則に基づいて使用していただく必要がある。 しかし、新しい市民会館については永守重信市民会館という一つの建物であり、施設の使用許可については市長の権限となっているため、公民館

	の登録団体が市民会館を使用するにあたっては、あらかじめ市長から市民会館の使用許可の権限を教育委員会に委任を受けておく必要がある。 そしてその上で、中央公民館として使用許可を出す必要があるため、今回、市長部局においてこの委任規則を制定されるものである。 【質疑等】
委員	議案第 1 4 号については、第 1 5 号、第 1 6 号と合わせて審議してはどうか。
教育長	委員から意見をいただいたため、議案第 1 5 号と議案第 1 6 号についても、一括して審議を行う。 両議案についても上程する。 事務局から説明願う。
事務局	一向日市公民館の管理運営規則の一部を改正する規則について― 本案は向日市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、向日市公民館管理運営規則の一部を改正するもので、教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。 第 2 条第 1 項では、公民館の管理運営の主体を明確にするために、向日市公民館を向日市教育委員会が管理すると規定する。 公民館の登録団体が公民館活動として市民会館を月 2 回まで使用する場合には、社会教育法及び公民館の設置及び管理に関する条例に基づいて使用していただく必要があるため、第 2 条第 2 項では、この規則を中央公民館に適用する場合においては、向日市市民会館の施設（ホールを除く）及び附属設備をもって、中央公民館の施設及び附属設備とみなすという規定を設ける。 第 4 条及び第 5 条では、向日市行政組織規則に合わせ、職名と職務を整理している。 改正前の規則では、使用の制限と遵守事項は一部混在していた箇所もあったため、1 2 条で使用の制限、1 3 条で遵守事項という形で整理している。 公民館の登録団体については事前登録が必要だが、これまでは規則ではなく登録規定という形で、この団体の登録について規定していた。 今回、明確化するために、規則第 1 4 条で、公民館活動を行う団体は、活動をしようとする公民館に登録しなければならない旨を規定するとともに、登録できる団体の要件等を定めている。 また、1 5 条で、登録した団体については原則として月 2 回まで会場を使用させることなどについて規定している。

	公民館登録団体が、月２回まで無料で使用できるとしているが、冷暖房費については、向日市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の中で、すべての使用する団体に冷暖房費がかかると規定されている。 具体的には、大会議室等において、施設の使用料の３割に相当する額が、使用料としてかかることになっている。 地区公民館については、現在、施設と付属設備の使用料と冷暖房費は一切かからないが、公民館の登録団体が新しい市民会館を使用する場合には、冷暖房費がかかるため、公民館の管理運営規則においても根拠を設ける必要があることから、附則の第２項で、第２条第２項の規定により、向日市民会館を使用する場合の使用料については、市民会館の設置及び管理に関する条例及び、向日市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則で定めるところによるとして、冷暖房費については、同条例及び規則に基づくということで規定した。 これに基づき、登録団体が使用した場合についても、冷暖房費はかかる、ということの根拠を示したものである。 様式については、従前の市民会館の会議室の名称や、定員等の記載があるため、様式の第１号から第２号の２まで、施設名や定員等を改正している。
事務局	一向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について― 本案は、向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するもので、教育長に対する事務委任規則第２条第２号の規定により、教育委員会の議決を求める。 中央公民館の職名と職務と合わせて、担当課長と主幹の職務について、それぞれ向日市行政組織規則に合わせて改正するものである。
教育長	永守重信市民会館がいよいよ供用開始になるが、かつての市民会館は、中央公民館と併設という形だった。 公民館としての、国からの補助金が入っていたことで、同じ一つの建物でありながら、併設という形をとっていた。 今回、永守重信市民会館は、建物全体の寄付を受けたため、基本的に建物としては、永守重信市民会館しかない。 しかし過去の経緯から、これまで公民館の登録団体は、月２回は使用料無料で使えていたため、永守重信市民会館にも同様の機能を持たせるため、そのための規定整備を行う。 従って、永守重信市民会館のホールを除く、会議室等を中央公民館とみなそうというのが今回の規程整備の目的で、それに合わせて、古い規則の条項整理や中身の見直しを行い、整えたというのが、今回のこの規則改正の趣旨である。

	その前提として、建物を管理する市長から権限を委任されるということで、今回セットで、議案として提案したところである。
	【質疑等】
委員	議案第 15 号の管理運営規則の改正後の第 8 条では「中央公民館を除く」と別扱いになっているが、中央公民館に関してはどこかに別に記載されているのか。 また、市民会館を中央公民館の代わりとして使用する際には、中央公民館とみなすというのは、どういうことか。 市民会館に関する規則がまた別にあるのか。
事務局	建物については永守重信市民会館の一つしかないため、中央公民館そのものの施設はないということになる。 永守重信市民会館に中央公民館機能を持たせ、従前通り登録団体には公民館として使用していただくという形であり、これは中央公民館そのものではないため、この規則の中で開館時間や休館日等を規定することはできないということで、「中央公民館を除く」としている。 市民会館のホールを除く施設と附属設備を中央公民館として提供する場合というのは、月 2 回、登録団体が使用する時のみ、中央公民館とみなして提供するということになる。 中央公民館そのものの建物はないが、使用の仕方については、中央公民館としては社会教育法等の条例規則を適用することになる。 市民会館については、市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の中で規定している。 市民会館の設置及び管理に関する条例については本日の配布資料には含まれていないが、その条例の中で開館時間・休館日などが規定されている。
教育長	本日の配布資料の中では、13 ページの冷暖房設備の使用料のところに、使用する時間の単位として、午前・午後・夜間の 3 区分の記載がある。 その午前の最初の午前 9 時から、夜間の最後の午後 10 時までが、開館時間ということになっている。
委員	市民会館に関する条例や規則も参考資料で添付があれば、よりわかりやすかった。 市民会館に関する規則については、教育委員会で諮ったものであったか。

事務局	ふるさと創生推進部が所管しており、すでに施行されている規則である。 法規的な規定の仕方があり、今回「みなす」という規定をしている。 冷暖房費は、現在地区公民館では一切求めていない。その中で、永守重信市民会館では従前通りの公民館登録団体が使用するにあたって、今後は費用を納めていただく必要があるため、今回の規則改正で、附則の中に、その根拠を定めたところである。
教育長	従前は冷暖房料を取っていなかったため、永守重信市民会館は、市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の中でも、5ページの15条で、使用料の減免として出てくるが、使用料については全額免除と記載がある。 ここで規定しているのは施設と附属設備のことであり、冷暖房設備の使用料は減免対象から外れているという規定になっており、市民会館の使用料の考え方としては、冷暖房設備の使用料については減免はないという整理になったということである。
委員	公民館は月2回まで無料で使用できるという旨は、何かの法令・条文等で規定されていたか。
事務局	資料6ページの新旧対照表、第15条第1号で、原則として月2回以内で会場を提供すると規定しており、登録した時には月2回まで、会場を使用できることとしている。 もともと公民館の使用料については規定していないので無料で使えるということになっており、中央公民館についても月2回まで無料ということになる。
教育長	向日市独特の公民館の設置経緯もある。 地元の土地の提供や支金の拠出も受けて設立された経過があり、公民館の使用料は取らない運用でずっと来ている。 中央公民館もそれに倣い、基本的には使用料は取っていない。 また、月2回までという規定は、可能な限り様々な団体が均等に利用いただけるようにという意図で運用している。
委員	歴史的経緯でそうなっているということは、以前から向日市に住む住民は知っていても、新しく向日市に来た住民にはわからないことである点が気にかかる。 冷暖房の使用料について、市民会館の規定を中央公民館として使う場合にも適用すると思うが、その場合は無料にならないのか。

	公民館使用料は無料になるという話だが、その場合、その３割というのはどう計算する形になるか。
事務局	公民館使用料自体はかからないが、冷暖房費は市民会館使用料の３割相当額となる。
委員	公民館使用料は無料であるということを示すにあたり、行政文書の表現としては、無料とは記載せずに会場の提供という言葉を使うことが適切であるとされているのだろうと理解した。 登録団体について、１４条で、公民館で活動する団体は、事前に公民館に登録しなければならないとあるが、どういう団体が登録されることになるのか。 規定を順守している団体が登録されるということだが、今回全ての団体を新規登録として受け付けて団体登録数の増減が発生するのか、現在他の規則で登録団体とされている団体が移行することになるのか。
事務局	現在、地区公民館が５つあるが、各館で活動されている団体については、従前から、地区公民館で活動することも、中央公民館を使うことも可能であり、合わせて月２回までは使用可能となっている。 今回は中央公民館としての市民会館が新しくできるため、使用される団体については、現在地区公民館に登録されている団体が、使用されることが想定される。 一方で、新たに使用を希望する団体が出てくるとも想定されるが、新規の場合、第１４条の規定する各要件に基づいて申請いただければ、登録可能となる。 既存の登録団体に加え、新しく登録申請をされる団体が増えることは想定されるため、しっかりと要件に合致するかどうかを審査した上で、使っていただく形になる。
委員	市民会館を月２回という回数を超えて使用を希望される団体の場合は、市民会館の条例に従った使用料を支払う形になるかと思うが、現在、地区公民館で月３回以上使用する場合の使用料等はどう取り扱っているか。 また、冷暖房費については、今までは全て無料であったが、今回、市民会館を中央公民館として使用する場合には冷暖房費がかかるということで、それに対して、登録団体から反発や意見が出る可能性があるため、今後の説明が必要になってくるかと思う。
事務局	現在、どの地区公民館においても、各団体が月２回ずつ使用され、月３回の利用はない。

	公平に、各団体がともに公民館活動を行っており、一つの団体だけがよく使うことはなく、月2回ということの意図も理解をいただいて、活動をされているような実態である。 新しい市民会館で、一か月の中で3回使われることになると、市民会館としての使用になるため、そういう団体は、市民会館の使用料を支払っていただくことになる。 周知については、今回は新しい市民会館ができて、使用する団体は冷暖房費を納めていただくことになるので、十分ご理解いただいた上で使用いただく必要があるため、事前に文書等でしっかりと説明していきたいと考えている。
委員	冷暖房費について、他のホールでは、実際には冷房設備を使わない期間がある場合、使用しない期間の冷暖房費の支払は不要とする職員と、使用しない期間でも支払いが必要とする職員があった。 そのあたりの取り扱いについては、徹底されるか。
事務局	担当課の方で、使用しない期間中も使用料は取ると伺っている。
委員	きちんと事前に説明しておかないと、使用していないのに何故費用を取られるのかという議論が発生しうるため、一言書いておくなどした方がよいと思われる。
事務局	担当する部局とも調整しながら、しっかり説明できるよう対応して参りたい。
委員	市民会館の使用料について、具体的にはホールや会議室など、それぞれ幾らぐらいかかるのか。 その3割という冷暖房費を高いと思うか安いと思うかは使われる方の感覚によるものではあるが、おおよそどれぐらいの値段になるのか。
事務局	会議室については、一番高い会議室で1時間1,000円となり、冷暖房費は1時間300円となる。 1時間500円の会議室はその半分の150円となり、いずれもそこに消費税が加算される。
事務局	ホールの使用料については条例のほうに規定されており、午前は9時から正午までで1万5000円、午後は1時から5時までで2万円、夜間は6時から10時までで2万4000円となっている。 この金額の3割が、冷暖房費となる。

委員	他市の設備等を参考にしながら、金額の設定をされたのか。
事務局	金額設定等にあたっては近隣等、府内の様々な施設やホールを参考にしている。 向日市の施設使用料については、他市に比べても、決して高いということはない。 そこはしっかりと考えた上で、適正に、この価格を設定していると聞いている。
委員	府内のホール等をよく借りて使用しているが、確かに向日市の使用料は安く思う。 他のホール等では倍程度の使用料となる。
委員	使用料が安いのはいいことだと思うが、これまで取っていなかった冷暖房費を取るとなると、それがたとえ少額でも、やはりそこにこだわる方はおられると思う。 どういう根拠に基づいているのか、近隣と比べてどうなのか、また使用していなくても取るのはなぜなのかというところは、よほど丁寧に説明する必要があると思う。
事務局	今までは地区公民館がすべて無料だったため、なぜ新しい市民会館で同じように活動するのに使用料がかかるのかという意見は出てくると思う。 ご理解いただくために、丁寧に説明していく必要があり、説明方法も含めて、しっかり考えていきたい。
委員	近隣に限らず、他の大きなホールで冷暖房費を取るという話はなかなか聞かない。 京都市西文化会館ウエスティ、京都市呉竹文化センターなど、京都市の施設では、全て冷暖房費は不要となっている。 青山音楽記念館バロックザールなどでは昔は費用が発生していたのかもしれないが、自身に関わる機会の中では、今までに支払った記憶がない。 普段これらの施設を使用しているような団体が向日市の市民会館を使用されると、かなり驚かれると思う。 ホールの使用料自体は安いので、使用を希望される方は多いとは思いますが、その分費用を取るのか、などの反応が考えられる。 冷暖房費は高い金額ではないことを示すべく、費用が発生する旨とおおよその金額を大きく記載するなど、工夫してもいいかもしれない。

事務局	冷暖房費については担当課の方でしっかりと周知、説明できるように対応していく予定である。 ご意見については、お伝えさせていただきたい。
教育長	市民会館の規定には従うことになるので、あとは丁寧に説明をしていく。 議案第１６号についても、事務局組織の一部を改正する規則は、今回、市長部局に合わせて、整理したものということである。 議案第１４号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の制定に係る協議について」、第１５号「向日市公民館の管理運営規則の一部を改正する規則について」、第１６号「向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」の採決を行う。 ３議案について、承認される方は挙手願う。 (全員挙手) 全員挙手により、議案第１４号、第１５号、第１６号は承認された。 次に、委員会諸報告として、「向日市教育１５０年記念学校展の実施について」報告願う。
事務局	―向日市教育１５０年記念学校展の実施について― 明治５年１１月に、本市で最初の小学校ができてから１５０年の節目を迎えることを記念して、文化資料館において、学校の歴史を振り返る特別展を開催する。 会期は１１月５日から１２月１８日までで、現在展示準備を進めている。 様々な資料の展示のほか、映像資料の映写も行う。 向陽小学校で昭和５２年に発見された１６ミリフィルムが５巻あったため、そのフィルムを編集して、今回５本の映像番組を制作し、週がわりでの上映を計画している。 市内小中学校の校長先生や、ＯＢの方からも寄稿をいただき、向日市教育１５０年記念誌をも刊行する予定である。 またこの展示の関連事業として、１１月２７日に「日曜談話会」を開催する。 １２月１１日には、外部の講師を招き、「特別展記念講演会」を開催する。 また、「校歌を唄おうコンサート」を１２月１８日に午後２時から４時まで開催する。 向日市内小中学校だけではなく、旧乙訓郡内の校歌も、応募があれば歌

	っていただこうと、１２月の上旬まで参加者と、運営のボランティアを募集しているところである。
教育長	「広報むこう」１１月号に、また案内やこの内容が盛り込まれて掲載される予定である。 次に、「向日市教育１５０年記念品（竹のお箸）について」報告願う。
事務局	―向日市教育１５０年記念品（竹のお箸）について― 本事業については、向日市教育１５０年記念事業の一つとして実施するものである。 記念品の選定については、本市の特産品である竹をより身近に感じていただける機会となるよう、竹のお箸とした。 お箸のサンプルを回覧するので、ご覧いただきたい。 市内、市立小中学校の児童生徒を配布対象としており、１２月中の配布を予定している。
委員	お箸のサイズは一律なのか。 手の大きい人・小さい人の個人差や、小学生から中学生になるにつれて大きくなるなど、手の大きさには差がある。
事務局	一律２１ｃｍのサイズとなる。 いろいろな竹の形、大きさ、長さを参考に検討したが、小学校１年生から中学校３年生が使う想定では、このサイズで定形の形になっており、小学校と中学校でサイズを変えらるとなると単価も上がるため、この形で一律としている。
委員	少し小さめの大人用サイズのように見えるが、子どもでも使えそうである。
委員	このお箸は先が細いが、先が細いほうが食べやすくもあり、使い勝手はいいように思う。
教育長	次に、「向日市制施行５０周年、向日市教育１５０年記念給食について」報告願う。
事務局	―向日市制施行５０周年、向日市教育１５０年記念給食について― 向日市制施行５０周年と向日市教育１５０年を記念する事業として、１０月２１日に記念給食を実施した。 向陽小学校のみ、学校行事の関係から、その前日の２０日に行った。

	向日市の記念すべき年をお祝いする給食として、「牛肉ちらし」や人気の献立である「かしわのこはく揚げ」を提供するなど、特別感のある内容とした。 また、展示食への飾り付け、校内放送での紹介、各学校において工夫して実施した。 また、10月22日、23日に行われた、「竹の径・かぐやの夕べ」にちなみ、「かぐやのおすまし」を提供し、このイベントの紹介をあわせて行った。
教育長	児童生徒の反応はいかがであったか。
事務局	向陽小学校へ視察に行ったが、「これ毎日出てこおへんの」という声を直接耳にし、笑顔で食べている姿を見た。
委員	献立表を見て、何日も前から「この日記念給食やねん」と何回も言って非常に楽しみにしている子どももいた。 子どもたちにとっても、特別感や記念感があってよかったと思う。
委員	人気のメニューもあるとのことだが、献立の内容は、どのようなプロセスで決められたのか。 どこかで協議したり、アンケートをとったり、或いは栄養士の先生が考えられたりして決まってきたものなのか。
事務局	各学校の栄養士が集まる栄養士会の場で、年度当初に意見を出し合うところから始まった。 記念給食なので、11月には向陽小学校の創立150周年記念式典もあるが、やはり向日市全体でのイベント「かぐやの夕べ」にちなんだメニューが何かできないかというところが、スタートになっている。 子どもたちが笑顔で、食べてよかったと思えるメニューを考えていたが、「かしわのこはく揚げ」が、どこの学校もすぐになくなるという話を聞いていたため、それが一案となった。 何を出せば記念感を出せるかという点で苦慮したところではあったが、最終的に、「ちらしずし」と、「かぐやのおすまし」、「フルーツミックス」に落ち着いたところである。
教育長	次に、「中学校給食に関するアンケートについて」報告願う。
事務局	—中学校給食に関するアンケートについて— 本アンケートについては、中学校給食について、生徒と教職員の給食に

	対する考えを把握し、今後の食育、調理の参考として、よりよい給食を実施することを目的に実施しており、今回で3回目の実施となる。 調査対象は、中学校第1学年から第3学年までのすべての生徒及び教職員である。 調査内容は、配布資料の通り、前回調査と比較しやすいよう、同じ質問内容としている。 調査方法は、前回まではマークシートの用紙で行っていたが、今回からは、1人1台端末があるので、そのタブレット端末により、QRコードから読み取って、電子データでアンケートを回答していただくよう、実施する予定である。 調査期間は令和4年12月を予定している。
委員	前回調査時、給食に地場野菜を使っていることを知っている人が少なく、ショックを受けたが、その後の取り組み等で今回どんな結果になるかと少し期待しているところでもある。 また今後、このアンケートも年数が経っていくに従って、その食育の取り組み等も分析できるかと思うので、有効に利用していただきたい。 タブレットを使うということで、集計はかなり自動的に、楽になるということか。
事務局	集計については楽になる。 児童たちが端末に触れる機会の一つにもなるため、マークシートよりも有意義に行えると考えている。
教育長	また集約次第、報告させていただく。 次に、「令和4年度 向日市立小中学校における体育大会の実施状況について」報告願う。
事務局	—令和4年度 向日市立小中学校における体育大会の実施状況について— 小学校、中学校ともに、実施日の延期もなく、体育大会の全プログラムを実施し終えたことを報告する。 各学校においては、児童生徒の座席配置の工夫や、競技中の応援は大声を出さずに実施するなど、感染対策を講じた。 また、小学校はすべて午前中開催として、保護者の参加についても参観場所を分散させ、人数も制限した上で実施した。
委員	保護者の参観は可能だが保護者席がない場合というのは、どういう状況か。

事務局	ほぼ立ち見のような状況であった。 前年度もこのコロナ禍であったため、長椅子等を利用した保護者席の用意はなかった状況である。
委員	以前は児童席があり、保護者にも、テントはないが保護者はここで見てくださいというエリアを確定していた部分があった。 今年度は第4向陽小学校も、それぞれ保護者は自分の子どものいるチームの後ろに立って見てくださいという形で、グラウンド全体に保護者が分散して立ち見し、自分の子の学年が終わったら入れ替えて出て行くという形にしていた。 そういう意味での保護者の参観は可能だが保護者席はない、という表現かと思う。
教育長	以前は学校によって、長椅子を用意して、保護者には座っていただいたりもしていた。 コロナ禍以降、椅子席をなくし、入れ替え制ということもあり、競技数も減らしている。 従来は、お弁当を食べて、午後に帰るということであったが、現在は、小学校は大体午前中で終わっている。 体育大会の練習にも結構時間を割くこともあり、教育課程の中で、あまりに熱が入りすぎると、時間が過大に投資される、ということが一方の悩みであった。 子どもたちにとっては、そういう時間を使って練り上げていくというのは、非常に良い時間ではあるのかもしれないが、そのバランスは、今、コンパクトにする方向に動いている。
委員	校長会も開かれて、コロナ禍の状況下でどうやって体育大会を開くかという協議もされ、保護者の入れ替えなど苦慮されたところもあると思うが、一番苦慮された点は、どこの学校でも同じようなことなのか、各学校で特に何か配慮されたところなどはあるか。
事務局	コロナ禍が数年続いており、昨年との間に大きな変化はないが、特に今年はマスクの着用については対応が変わった。 熱中症予防もあり、体育の授業でも、装着を求めず、競技の時は外してもよいとした。 喋るときや、競技以外の場面ではマスクは着用としたが、子どもたちも、感染予防をよく考えてのことか、今年も競技中にマスクを着用している児童生徒は多かった。

	体育大会は他の学年との交流、応援合戦なども行われていたが、コロナ禍では難しいところがあり、クラスの集団づくりに重きを置いた。
委員	応援合戦は行われなかったのか。
事務局	応援パレードという形で実施していた。
委員	声が出せないことはすごくストレスだったかと思う。
教育長	今年度の実施状況をベースにして、また来年度以降どうしていくかということになってくるかと思う。 次に、「小学校における児童の医療的ケアの実施について」、事務局から報告する。 この報告については個人に関する情報で、個人が特定され得る情報が含まれているため、教育委員会会議規則第14条に基づき秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会)
教育長	秘密会を解く。 (以上秘密会) 閉会宣言

令和4年第13回教育委員会

令和4年10月26日（水）

午前9時00分から

向日市役所 第10会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

議案第14号 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の制定に係る協議について

議案第15号 向日市公民館管理運営規則の一部を改正する規則について

議案第16号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

委員会諸報告

- ・向日市教育150年記念学校展の実施について
- ・向日市教育150年記念品（竹のお箸）について
- ・向日市制施行50周年、向日市教育150年記念給食について
- ・中学校給食に関するアンケートについて
- ・令和4年度 向日市立小中学校における体育大会の実施状況について
- ・小学校における児童の医療的ケアの実施について

4 閉 会

向日市教育委員会議案第 14 号

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の制定
に係る協議について

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、市長から協議があったので、教育長に対する事務委任規則（昭和 31 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 15 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 10 月 26 日

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

規則第 号

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する事項について定めることを目的とする。

(委任事項)

第2条 教育委員会に委任する事務は、向日市民会館の設置及び管理に関する条例（令和4年条例第11号。以下「条例」という。）第6条に規定する使用の許可のうち、向日市公民館管理運営規則（昭和56年規則第1号）に基づき、向日市公民館の登録団体が使用する場合の許可に関することとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)

第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

○向日市民会館の設置及び管理に関する条例

(令和4年条例第11号)

(使用の許可)

第6条 施設等を使用する者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 市長は、前項の許可に、会館の管理上必要な条件を付けることができる。

向日市教育委員会議案第 15 号

向日市公民館管理運営規則の一部を改正する規則について

向日市公民館管理運営規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和 31 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 10 月 26 日

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

議案第 15 号 向日市公民館管理運営規則の一部を改正する規則について

〔教育部生涯学習課〕

〔改正の趣旨〕

向日市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年条例第 9 号）の一部改正により、向日市公民館管理運営規則の一部を改正するもの

〔改正内容〕

本規則を中央公民館に適用する場合において、向日市民会館のホールを除く施設等を中央公民館の施設等とみなすほか、使用の制限及び遵守事項等の規定の整理や、団体の登録等について新たに規定するもの

〔施行期日〕

令和 4 年 11 月 1 日

教育委員会規則第 号

向日市公民館管理運営規則の一部を改正する規則

向日市公民館管理運営規則（昭和 5 6 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

（下線部は改正部分）

改 正	現 行
（目的） 第 1 条 この規則は、向日市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和 56 年条例第 9 号) _____ に基づき、向日市公民館(以下「公民館」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （管理） 第 2 条 公民館は、向日市教育委員会が管理する。 2 この規則を中央公民館に適用する場合においては、向日市民会館の施設（ホールを除く。）及び附属設備をもって中央公民館の施設及び附属設備とみなす。 （事業） 第 3 条 略 （職員） 第 4 条 公民館に館長のほか、次の職員を置くことができる。 (1) 担当課長 (2) 主幹 (3) 副課長 (4) 主席係長 (5) 係長 (6) 担当係長 (7) 副係長 (8) 総括主任 (9) 主任	（目的） 第 1 条 この規則は、向日市公民館の設置および管理に関する条例(昭和 56 年条例第 9 号) <u>第 5 条</u> に基づき、向日市公民館(以下「公民館」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （事業） 第 2 条 略 （職員） 第 3 条 公民館に館長のほか、次の職員を置くことができる。 (1) 主幹 (2) 副課長 (3) 係長 (4) 総括主任 (5) 主任

(10) 主査 (11) 主事 (12) <u>その他必要な職員</u> (職務) <u>第 5 条</u> 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>担当課長及び主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。</u> (3) <u>副課長は、館長を補佐し、分担事務を処理する。</u> (4) <u>主席係長及び係長は、上司の命を受け、館の業務を処理する。</u> (5) <u>担当係長は、上司の命を受け、特定の業務を処理する。</u> (6) <u>副係長は、係長を補佐し、分担事務を処理する。</u> (7) <u>総括主任その他の職員は、上司の命を受け、それぞれ担任業務を処理する。</u> (館の所掌事務) <u>第 6 条</u> 略 (公印) <u>第 7 条</u> 略 (開館時間) <u>第 8 条</u> 公民館（中央公民館を除く。）の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとし、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとする。 2 前項の規定にかかわらず、館長が特別の事情があると認めた場合は、開館時間を短縮又は延長することができる。 (休館日) <u>第 9 条</u> 公民館（中央公民館を除く。）の休館日は、次のとおりとする。	(6) 主査 (7) 主事 (職務) <u>第 4 条</u> 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) _____主幹は、上司の命を受け、特定の業務を処理する。 _____ (3) 副課長は、館長を補佐する。_____ _____ (4) _____係長は、上司の命を受け、館の業務を処理する。 (5) 総括主任その他の職員は、上司の命を受け、それぞれ担任業務を処理する。 (館の所掌事務) <u>第 5 条</u> 略 (公印) <u>第 6 条</u> 略 (開館時間) <u>第 7 条</u> 公民館_____の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとし、実際に使用する時間のほか、その準備および原状に回復するために要する時間を含むものとする。 2 前項の規定にかかわらず、館長が特別の事情があると認めた場合は、開館時間を短縮または延長することができる。 (休館日) <u>第 8 条</u> 公民館_____の休館日は、次のとおりとする。
---	--

- (1) 1月1日から1月4日及び12月28日から12月31日まで
- (2) _____寺戸公民館 月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下この号において「祝日法」という。)に規定する国民の祝日 _____及び5月4日
その他の公民館 日曜日及び祝日法に規定する休日
- (3) 略
- (使用の申請)

第10条 公民館を使用しようとするものは、使用の日前3日から2月までの期間内に向日市中央公民館使用許可申請書(様式第1号)又は向日市公民館使用許可申請書(様式第1号の2)を館長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付日及び受付時間は、次のとおりとする。

区分	受付日	受付時間
中央公民館	月曜日から金曜日	午前9時から午後5時まで
	土曜日	午前9時から正午まで
他の公民館	休館日以外の日	午前9時から午後5時まで
	土曜日	午前9時から正午まで

(使用の許可)

第11条 館長が公民館の使用を許可したときは、向日市中央公民館使用許可書(様式第2号)又は向日市公民館使用許可書(様式第2号の2)を申請者に交付する。

2 館長は、前項の許可に、公民館の管理運営上必要な条件を付することができる。

3 前項の使用許可書は、公民館を使用する際に必ず携帯し、職員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- (1) 1月1日から1月4日および12月28日から12月31日まで
- (2) 中央公民館及び寺戸公民館 月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下この号において「祝日法」という。)に規定する国民の祝日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)及び5月4日
その他の公民館 日曜日及び祝日法に規定する休日
- (3) 略
- (使用の申請)

第9条 公民館を使用しようとするものは、使用の日前3日から2月までの期間内に向日市中央公民館使用許可申請書(様式第1号)または向日市公民館使用許可申請書(様式第1号の2)を館長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付日および受付時間は、次のとおりとする。

受付日	受付時間
土曜日以外	午前9時から午後5時まで
土曜日	午前9時から正午まで

(使用の許可)

第10条 館長が公民館の使用を許可したときは、向日市中央公民館使用許可書(様式第2号)または向日市公民館使用許可書(様式第2号の2)を申請者に交付する。

2 前項の使用許可書は、公民館を使用する際に必ず携帯し、職員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(使用の制限) <u>第 12 条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。</u> (1) <u>使用申請者又は使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、社会教育法第 23 条及び条例に基づく規則又は館長の指示に違反したとき。</u> (2) <u>公民館の使用が公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあるとき。</u> (3) <u>公民館の使用により公民館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。</u> (4) <u>災害その他やむを得ない理由により使用できなくなったとき。</u> (5) <u>公民館の管理運営上支障があるとき。</u> (6) <u>前各号に掲げる場合のほか、館長が公民館の使用が適当でないと認めるとき。</u> (遵守事項) <u>第 13 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> (1) <u>許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。</u>	(使用の制限) <u>第 11 条 前条第 1 項の規定により使用の許可を受けたものは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</u> (1) <u>営利を目的として使用しないこと。</u> (2) <u>特定の政党または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持し、または反対することを目的として使用しないこと。</u> (3) <u>特定の宗教目的のため使用しないこと。</u> (4) <u>公の秩序または善良な風俗を乱さないこと。</u> (5) <u>2 日以上継続または反復使用によつて他の使用を妨げないこと。</u> (6) <u>許可を受けた目的以外に使用し、または使用の権利を譲渡し、もしくは転貸しないこと。</u> (7) <u>使用の許可を受けていない附属設備または備品等を使用しないこと。</u> (8) <u>火災、盗難等には十分に留意すること。</u> (9) <u>使用後は、直ちに原状に回復すること。</u> (10) <u>使用上の不注意により建物、附属設備または備品等を破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復または現物をもつて弁償すること。</u> (11) <u>その他公民館の円滑な管理運営に必要な事項</u>
---	--

- (2) 使用の許可を受けていない施設、附属設備又は備品等を使用しないこと。
- (3) 火災、盗難等には十分に留意すること。
- (4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 事前に認めた場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (6) 騒音、大声等を発し、又は暴力等を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 使用後は、直ちに原状に回復すること。
- (8) 使用上の不注意により建物、附属設備又は備品等を破損し、若しくは滅失したときは、原状に回復又は現物をもつて弁償すること。
- (9) その他公民館の円滑な管理運営に必要な事項
(団体の登録)

第 14 条 公民館で活動する団体は、活動しようとする公民館に登録しなければならない。

2 公民館に登録できる団体（以下「登録団体」という。）は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 20 条に規定する公民館の目的に合致し、同法第 23 条に規定する公民館の運営方針に違反しない学習団体であること。
- (2) 公民館事業に積極的に協力するものであること。
- (3) 活動の目的、責任者、構成員が明確であること。
- (4) 原則として市内に居住している者 10 人以上で構成されていること。
- (5) 活動は、すべて公開し、民主的に運営されていること。
- (6) 活動は、計画的、継続的であること。
- (7) 学習の成果を地域に還元するよう努めること。

(8) <u>常に会員の新陳代謝などを図り活性化に努めること。</u> <u>(登録団体への援助、助言)</u>	
<u>第 15 条 公民館は、登録団体に次に掲げる援助又は助言を与えるものとする。</u> (1) <u>原則として月 2 回以内で会場を提供すること。</u> (2) <u>登録団体の運営等について助言・指導すること。</u> (3) <u>登録団体の諸活動を市民に広報すること。</u> (4) <u>その他、公民館が必要と認めること。</u> <u>(登録申請)</u>	
<u>第 16 条 登録団体として、登録を受けようとする団体は、所定の書類に必要事項を記入し、館長に申請しなければならない。</u> <u>(登録期間)</u>	
<u>第 17 条 登録団体の登録は、申請した年度に限り有効とする。</u> <u>(登録抹消)</u>	
<u>第 18 条 登録団体が第 14 条第 2 項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき、又はこの規則に反したと認めるときは、年度途中であっても登録を取り消すものとする。</u> <u>(委任)</u>	(委任)
<u>第 19 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、<u>教育長</u>が別に定める。</u>	<u>第 12 条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、<u>館長</u>が別に定める。

様式第 1 号から様式第 2 の 2 までを次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和４年１１月１日から施行する。
- 2 第２条第２項の規定により、向日市民会館を使用する場合の使用料については、向日市民会館の設置及び管理に関する条例（令和４年条例第１１号）及び向日市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和４年規則第２２号）で定めるところによる。

向日市中央公民館使用許可申請書

年 月 日

向日市中央公民館長 様

団 体 名_____

代 表 者 名_____

代 表 者 住 所_____

申 請 者 氏 名_____

申 請 者 住 所_____

申請者電話番号 (— —)

申請者メールアドレス_____

次のとおり使用したいので許可をお願いします。

なお、使用に際しては向日市公民館の設置及び管理に関する条例、向日市公民館管理運営規則及び職員の指示に従います。

使 用 年 月 日		使 用 時 間						使 用 区 分	
年 月 日 ()		時 分 ～ 時 分						午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間	
名 称									
内 容									
使用施設	施設名	会議室1	会議室2A	会議室2B	会議室2C	会議室3	会議室4	調理室	和室
	定 員	66人	24人	36人	24人	36人	24人	42人	24人
	予定人員								
	備 考								
当 日 使 用 責 任 者		住 所							
		氏 名					電 話		

様式第1号の2

向日市公民館使用許可申請書

申請 第 号
年 月 日

公民館長様

申請者住所_____

団 体 名_____

氏名又は代表者名_____
電話番号(—)

次のとおり使用したいので許可をお願いします。

使用に際しては、向日市公民館の設置及び管理に関する条例、向日市公民館管理運営規則
その他指示された事項を厳守いたします。

使 用 日 時		年 月 日 ()		時 分から 時 分まで		
催物の 内容	名 称					
	内 容					
使 用 施 設 名						
予 定 人 員						

向日市中央公民館使用許可書

年 月 日

様

向日市中央公民館長

次のとおり使用することを許可します。

使 用 年 月 日	使 用 区 分	使 用 時 間	
年 月 日 ()		時 分 ~	時 分
名 称 (内 容)			
使 用 施 設 名			
当日使用責任者氏名		電 話	
使用上の注意 当日使用に先だって必ず本書を事務所に提示し、職員の指示を受けてください。 1 備品等の移動は、職員の指示に従ってください。 2 壁などに、はり紙をしたり、くぎ類を打たないでください。 3 使用中騒いだり、暴力を用いて、他人に迷惑をかけないでください。 4 後片付けは、責任を持って行ってください。 5 条例、施行規則及び職員の指示に従ってください。		許 可	
		第 号	

様式第2号の2

向日市公民館使用許可書

許可 第 号
 年 月 日

様

公民館長

 年 月 日付申請のあった公民館の使用については次のとおり許可
します。

使 用 日 時		年 月 日 ()		時 分から 時 分まで	
催 物 の 内 容	名 称				
	内 容				
使 用 施 設 名					
予 定 人 員					
[使用上の注意] 1 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないでください。 2 他人に迷惑をかけるような騒音や言動は慎んでください。 3 許可なく壁などに張り紙をし、又はくぎ等を打たないでください。 4 使用後は、責任を持って後片付けを行ってください。 5 備品、器具等の使用後は、元の位置に戻してください。 6 その他向日市公民館管理運営規則等に定める事項を守ってください。					

規則第 2 2 号

向日市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、向日市民会館の設置及び管理に関する条例（令和 4 年条例第 1 1 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、向日市民会館（以下「会館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 会館に館長のほか、次の職員を置くことができる。

- (1) 主幹
- (2) 副課長
- (3) 主席係長
- (4) 係長
- (5) 担当係長
- (6) 副係長
- (7) 総括主任
- (8) 主任
- (9) 主査
- (10) 主事

(職務)

第 3 条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長は、上司の命を受け、館務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- (2) 主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- (3) 副課長は、館長を補佐する。
- (4) 主席係長は、館長を補佐し、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- (5) 係長は、上司の命を受け、館の事務を処理する。
- (6) 担当係長は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- (7) 副係長は、係長を補佐する。
- (8) 総括主任その他の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(会館の所掌事務)

第4条 会館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 会館の秩序維持及び管理に関すること。
- (2) 会館の使用手続きに関すること。
- (3) 自主事業の企画立案に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) その他会館の事務に関すること。

(使用者登録)

第5条 会館を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号により市長に申請し、向日市施設予約システム（以下「予約システム」という。）における使用者登録を行わなければならない。

(使用の申請)

第6条 申請者は予約システムにおいて、次の各号に定める期間に使用の許可を市長に申請しなければならない。

- (1) ホール又はこれと併せて条例別表に規定する施設（以下「施

設」という。)及び附属設備を使用する場合 使用日(使用日が2日以上にわたるときは、その初日。次号において同じ。)の属する月の7月前の月の15日から20日まで

(2) 前号以外の場合 使用日の属する月の3月前の月の15日から20日まで

2 前項の規定にかかわらず、施設に空きがある場合、申請者は次の各号に定める期間に使用の許可の申請を行うことができる。

(1) ホール又はこれと併せて施設及び附属設備を使用する場合 使用日の属する月の6月前の月の初日(その日が休館日に当たるときは、その日の直後の休館日でない日。次号において同じ。)から使用日の30日前まで

(2) 前号以外の場合 使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日の3日前まで

3 市が企画する事業を行う場合は、前2項の規定にかかわらず、施設を使用できるものとする。

4 予約システムを使用することが困難な申請者は、午前9時から午後5時までの間、市民会館において、使用の許可を申請することができる。

(申請の承認)

第7条 市長は、使用の申請があったときは、審査を行い予約システムにおいて審査結果を申請者に通知する。

(使用料の納付)

第8条 申請者は、審査結果が通知されたときは、5日以内に使用料を納付しなければならない。

(使用許可)

第 9 条 市長は、前条の規定による使用料の納付を確認し、会館の使用を許可するときは、市民会館使用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付する。

2 前項の使用許可書は、会館を使用する際必ず携帯し、職員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（使用許可の変更）

第 10 条 前条第 1 項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときは、ホールについては使用日の 30 日前まで、その他の会議室については使用日の 3 日前までに予約システムにおいて市長に変更を申請しなければならない。

2 市長は、使用許可した事項を変更しても会館の管理上差支えないと判断したときは、当該変更を許可し、市民会館使用変更許可書（様式第 3 号）を使用者に交付する。

3 前条第 2 項の規定は、使用許可の変更について準用する。

（使用許可の取消申請）

第 11 条 使用者は、会館を使用しないこととなったときは、予約システムにおいて、速やかに市長に使用許可の取消を申請しなければならない。

2 市長は、当該取消を許可したときは、市民会館使用取消許可書（様式第 4 号）を使用者に交付する。

（使用時間）

第 12 条 使用時間には、その準備及び後始末に要する時間を含むものとする。

（使用協議）

第 13 条 使用者は、ホールを使用する場合は、使用日の 30 日前までに使用内容等を明らかにした書類を市長に提出するとともに、会館の職員（市長が指定する者を含む。）と使用方法その他必要な事項を協議しなければならない。

（附属設備及び冷暖房設備の使用料）

第 14 条 条例別表に規定する附属設備及び冷暖房設備の使用料は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課税される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額とする。

（使用料の減免）

第 15 条 条例第 12 条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市の機関及びこれに準ずるものが、施設及び附属設備を利用するとき 全額免除
- (2) 市が加入している団体、市が事業委託し若しくは補助している団体又は市が設置を奨励している団体が、その主たる目的のためにホールを除く施設及び附属設備を使用するとき 全額免除
- (3) 前号に掲げる団体が加入する乙訓 2 市 1 町の連合団体が、ホールを除く施設及び附属設備を使用するとき 全額免除
- (4) 市内の自治会、町内会等が、ホールを除く施設及び附属設備

を使用するとき 全額免除

(5) 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条に規定する更生保護事業を行う団体が、主催し、公益若しくは当該事業を行うためにホールを除く施設及び附属設備を使用するとき 全額免除

(6) 前各号に定めるものの他市長が必要と認める市内の公共的団体が、ホールを除く施設及び附属設備を使用するとき 全額免除

(7) 市以外の官公署が、その主たる目的のために直接行う会議等にホールを除く施設及び附属設備を使用するとき 5割減額

(8) その他市長が特に事情がありやむを得ないと認めるときは、施設及び附属設備の使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第16条 条例第13条ただし書きの規定による使用料の還付については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用しなかったとき 全額

(2) 使用者が使用の3日前までに取り消しを申し出た場合で、相当の理由があると認めたとき 5割

(3) その他特別な理由があると市長が認めたとき 5割

2 前項により使用料の還付を受けようとする者は、市民会館使用料還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（使用回数の制限）

第17条 市長は、市民会館の使用の公平を図るため、同一の使用

者が1か月内に市民会館の施設を使用する回数を制限することができる。

(遵守事項)

第18条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた施設以外は使用しないこと。
- (2) 許可を受けることなく、商行為、商業宣伝及びその他これらに類する目的を持って使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) その他市長の指示に従うこと。

(行為の許可申請)

第19条 次に掲げる行為をしようとする者は、市民会館行為許可申請書(様式第6号)を事前に市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所における飲食又は火気の使用
- (2) 物品の販売、募金その他これらに類する行為又は広告類の掲出若しくは配布

2 市長は、前項の申請に係る行為が、会館の設置目的に適合し、当該行為を許可しても会館の管理上支障がないと認めるときは、市民会館行為許可書(様式第7号)を交付する。

3 第9条第2項の規定は、行為許可について準用する。

(その他)

第20条 条例及びこの規則に定めるもののほか、会館の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和４年１０月１日から施行する。
(準備行為)
- 2 使用の許可の申請その他会館を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
(開館前の特例措置)
- 3 令和５年３月から令和５年５月に使用する場合に限り、第６条第１項第１号中「使用日の属する月の７月前の月の１５日から２０日まで」とあるのは、「令和４年１１月１５日から２０日まで」と、同条第２項第１号中「使用日の属する月の６月前の月の初日から使用日の３０日前まで」とあるのは、「令和４年１２月１日から使用日の３０日前まで」と読み替えるものとする。

別表第１（第１４条関係）

	附属設備	単位	金額
ホー ル 舞 台 設 備	グランドピアノ（調律料を含まない。）	１台	１０，０００
	平台（箱馬含む。）	１台	１００
	演台	１台	５００
	花台	１台	１５０
	司会者台	１台	２５０
	めくり台	１台	５０
	演奏用椅子	１脚	５０
	譜面台	１台	５０
	指揮用譜面台	１台	１００
	指揮台	１台	２５０

ホ ー ル 音響設備	拡声装置		1 式	2 , 0 0 0
	音響反射板		1 式	3 , 1 0 0
	ダイナミックマイクロホン		1 本	5 0 0
	ワイヤレスマイクロホン		1 本	1 , 5 0 0
	バウンダリマイク		1 本	1 , 5 0 0
	エアモニターマイク		1 式	1 , 0 0 0
	跳ね返りスピーカー		1 台	1 , 0 0 0
	ブルーレイプレーヤー		1 台	5 0 0
	S D ・ U S B プレーヤー		1 台	5 0 0
	S D ・ U S B レコーダー		1 台	5 0 0
	録画用 H D D レコーダー		1 台	5 0 0
ホ ー ル 映写設備	プロジェクター		1 台	1 , 0 0 0
	スクリーン		1 張	1 , 0 0 0
ホ ー ル 照明設備	調光装置		1 式	3 , 6 0 0
	ピンスポットライト		1 台	1 , 0 0 0
	ボーダーライト		1 列	1 , 0 0 0
	サスペンションライト		1 列	1 , 0 0 0
	アッパーホリゾントライト		1 列	1 , 0 0 0
	ロアーホリゾントライト		1 列	1 , 0 0 0
	シーリングスポットライト		1 台	5 0 0
	照明セット	A (講演会、音響反射板使用等の小規模の音楽会、演奏会等)	1 式	5 , 0 0 0
		B (ホリゾン使用	1 式	1 0 , 0 0 0

		の簡単な演奏会等)		
		C（演劇、バレエ、色付の音楽会等)	1 式	2 0 , 0 0 0
ホ ー ル	ロールバックチェアー		1 式	3 , 5 0 0
そ の 他 設 備	長机 7 2 脚、椅子 2 4 0 脚		1 式	3 , 5 0 0
	長机		1 脚	1 0 0
	椅子		1 脚	5 0
	白布		1 枚	5 0
	テーブルクロス		1 枚	2 0 0
	シャワー		1 回	1 , 0 0 0
	持込み器具使用料		1 kW	1 0 0
	第 1 会 議 室	ワイヤレスマイクロホン		1 本
ダイナミックマイクロホン		1 本	2 0 0	
プロジェクター		1 台	1 , 0 0 0	
電動スクリーン（1 5 0 インチ)		1 張	5 0 0	
ブルーレイレコーダー		1 台	5 0 0	
第 2 会議室 A	ワイヤレスマイクロホン		1 本	3 0 0
	ダイナミックマイクロホン		1 本	2 0 0
	プロジェクター		1 台	1 , 0 0 0
	電動スクリーン（1 3 0 インチ)		1 張	5 0 0
	ブルーレイレコーダー		1 台	5 0 0
	6 5 型液晶ディスプレイ		1 台	5 0 0
第 2 会議室 B	ワイヤレスマイクロホン		1 本	3 0 0
	6 5 型液晶ディスプレイ		1 台	5 0 0
第 2	ワイヤレスマイクロホン		1 本	3 0 0

会議室 C	6 5 型液晶ディスプレイ	1 台	5 0 0
第 3 会 議 室	アップライトピアノ	1 台	1 , 5 0 0
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	3 0 0
	ダイナミックマイクロホン	1 本	2 0 0
	プロジェクター	1 台	1 , 0 0 0
	電動スクリーン（1 3 0 インチ）	1 張	5 0 0
	ブルーレイレコーダー	1 台	5 0 0
	6 5 型液晶ディスプレイ	1 台	5 0 0
	書画カメラ	1 台	5 0 0
第 4 会 議 室	6 5 型液晶テレビ	1 台	5 0 0
調 理 室	ワイヤレスマイクロホン	1 本	3 0 0
和 室	茶道具	1 式	1 , 0 0 0
	5 0 型液晶テレビ	1 台	5 0 0
そ の 他	展示パネル	1 枚	1 0 0

備考

- 1 附属設備の使用時間は、使用の許可を受けた施設の使用時間の範囲内とし、1 日の利用を 1 回とする。
- 2 この表に規定していない照明に使用するカラーフィルターの使用料は、実費に相当する額とする。
- 3 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日にこの表に定める附属設備を使用する場合は、この表に定める金額の 2 割に相当する額を加算する。
- 4 使用者が市外在住者（法人又は団体にあつてはその事務所の所在地が市外であるもの）である場合は、この表に定める金額の 2

割に相当する額を加算する。

5 使用者が商行為、商業宣伝及びその他これらに類する目的を持って使用する場合は、この表に定める金額の 5 割に相当する額を加算する。

6 入場料その他これに類する料金（入場料及びその他これに類する料金の額に段階がある場合については、最高額を入場料その他これに類する額とする。以下「入場料」という。）を徴収する場合は、この表に定める金額に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 入場料の額が 3, 000 円未満のとき 2 割

(2) 入場料の額が 3, 000 円以上 5, 000 円未満のとき 3 割

(3) 入場料の額が 5, 000 円以上のとき 5 割

7 ホールを準備又はリハーサル等で使用する場合は、この表に定める金額（前 4 項の規定による加算がある場合は、それを加算した後の額）の 5 割に相当する額とする。

8 ホール及び調理室において、条例で定める単位を超えて附属設備を使用する場合の使用料は、30 分（超える時間が 30 分未満であるとき又は 30 分未満の端数があるときは、これを 30 分とみなす。）までごとに、その直前の単位の 30 分当たりの額（第 5 項から第 8 項までの規定による加算がある場合は、それを加算した後の額）に 2 を乗じて得た額とする。

9 ホールの利用においては、その他必要に応じて舞台技術料が必要となる。

別表第 2（第 14 条関係）

冷暖房設備の使用料

施 設	単 位	金 額
ホ ー ル	午前（午前 9 時～正午）	施設の使用料（ただし、加算及び減額を行う前の金額）の 3 割に相当する額
	午後（午後 1 時～午後 5 時）	
	夜間（午後 6 時～午後 1 0 時）	
第 1 会 議 室	1 時間	
第 2 会 議 室 A	1 時間	
第 2 会 議 室 B	1 時間	
第 2 会 議 室 C	1 時間	
第 3 会 議 室	1 時間	
第 4 会 議 室	1 時間	
調 理 室	午前（午前 9 時～正午）	
	午後（午後 1 時～午後 5 時）	
	夜間（午後 6 時～午後 1 0 時）	
和 室	1 時間	

備考

- 1 冷暖房設備の使用期間は、次のとおりとする。ただし、使用期間は、変更する場合がある。

冷房設備 6 月 1 5 日から 9 月 1 5 日まで

暖房設備 1 2 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

- 2 ホール及び調理室において、この表に掲げる単位を超えて施設を使用する場合の冷暖房設備の使用料は、3 0 分（超える時間が 3 0 分未満であるとき又は 3 0 分未満の端数があるときは、これを 3 0 分とみなす。）までごとに、その直前の単位の 3 0 分当たりの額に 2 を乗じて得た額とする。

向日市教育委員会議案第 16 号

向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

上記のことについて、教育長に対する事務委任規則（昭和 31 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 10 月 26 日提出

向日市教育委員会

教育長 永野 憲男

教育委員会規則第 号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

〔教育部 教育総務課〕

1 改正の趣旨

向日市行政組織規則に合わせ、「向日市教育委員会事務局組織規則」の一部を改正するもの

2 改正の内容

規則中の担当課長及び主幹の職務を、向日市行政組織規則に合わせて変更するもの

3 施行期日 公布の日

教育委員会規則第 号

向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

向日市教育委員会事務局組織規則（昭和 5 0 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
（職名及び職務） 第 4 条 略 2 ～ 4 略 5 課長_____は、上司の命を受け、課 の事務を処理し、課員を指揮監督する。 6 <u>担当課長及び主幹</u> は、上司の命を受け、特定 の事務を処理し、その事務に従事する職員を指 <u>揮監督</u> する。 7 ～ 1 4 略	（職名及び職務） 第 4 条 略 2 ～ 4 略 5 課長 <u>及び担当課長</u> は、上司の命を受け、課 の事務を処理し、課員を指揮監督する。 6 _____主幹は、上司の命を受け、特定 の事務を処理_____ _____する。 7 ～ 1 4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年10月26日
文化資料館

向日市教育150年記念学校展の実施について

1 趣旨

明治5年(1872)11月、当時の向日町(現在の向陽小学校の場所)で最初の小学校が創立され、本市において公的な教育活動が始まってから150年となる節目を迎えることから、向日市教育150年記念事業の一つとして、学校の歴史をふりかえる特別展を開催する。

2 期間

令和4年(2022)11月5日(土)～12月18日(日)〈開館日数：37日〉

※休館日：毎週月曜日、12月1日(木・資料整理日)

3 おもな展示資料

向日市内近代文書・記録、京都府庁関係行政文書・資料(写真パネル展示)、各学校保有資料(建築関係資料等)、教科書・ノート(資料館所蔵市民寄贈資料、その他)、卒業アルバム、記念写真、映像資料の映写(向陽小学校昭和戦前期16ミリフィルムをもとに編集)

4 向日市教育150年記念誌刊行

A4判・96ページ程度

展示内容及び向日市立小中学校の現況をまとめた図録を作成し、関係各所に配布するとともに、一般に有償頒布する。

5 関連事業

☐日曜談話会

日時：11月27日(日)午後2時～3時30分

会場：文化資料館2階研修室

テーマ：夜学場と実業補習学校

☐特別展記念講演会

日時：12月11日(日)午後2時～3時30分

会場：文化資料館2階研修室

テーマ：昭和9年の室戸台風と京都市内・乙訓地域の学校の被害について

講師：植村善博氏(佛教大学名誉教授)

☐校歌を唄おうコンサート

日時：12月18日(日)午後2時～〈90～120分〉

会場：文化資料館2階研修室

※市民有志ボランティアにより運営

以 上

向日市教育150年記念品（竹のお箸）について（報告）

令和4年10月26日
学 校 教 育 課

向日市教育150年を記念し、市立小中学校の児童生徒に「竹のお箸」を配布しますので、下記のとおり報告します。

1 目 的

令和4年は、向日市制施行50周年という大きな節目の年であるとともに、向日市教育150年という記念すべき年にあたっている。
記念品を作成し配布することで、次代を担う子どもたちが本市への愛着を深め、150年にわたる歩みや歴史を振り返るきっかけとなることを目的とする。

2 内 容

「竹のお箸」を配布

※箸にはそれぞれ下記の文言を名入れし1膳とします

- ①向日市教育一五〇年記念
- ②令和四年（二〇二二年）

3 対 象 者

市内小中学校の児童生徒

4 配 布 時 期

令和4年12月

向日市制施行50周年、向日市教育150年記念給食について（報告）

令和4年10月26日
学 校 教 育 課

向日市制施行50周年及び向日市教育150年を記念し、記念給食を実施いたしましたので、下記のとおり報告します。

1 目 的

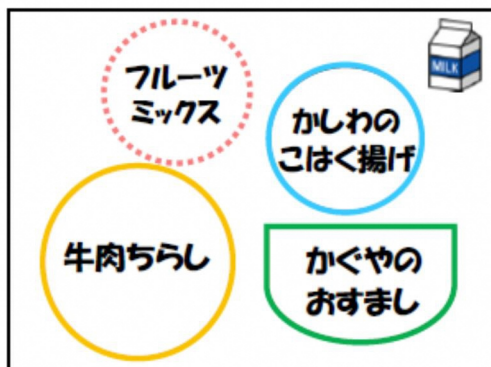
令和4年は、向日市制施行50周年という大きな節目の年であるとともに、向日市教育150年という記念すべき年にあたっている。

各小中学校の給食において、特別な献立を実施することで、節目の年であることを知り、共に祝いすることを目的とする。

2 実施日時：令和4年10月21日（金）

向陽小学校のみ、学校行事（1年遠足）により10月20日（木）に実施

3 献立



デザートの内容は各学校で異なります。

4 実施概要

- （1）児童生徒が「あの時の給食は美味しかった」と思える特別献立で実施
- （2）「竹の径・かぐやの夕べ」にちなんだ献立「かぐやのおすまし」を提供
- （3）校内放送で児童生徒による記念給食の紹介や展示食への飾り付けなどで特別感を演出しました。

中学校給食に関するアンケートについて（報告）

令和4年10月26日
学 校 教 育 課

以下のとおり、報告します。

1 調査内容

中学校給食のアンケートについては、中学校給食を開始（平成31年1月）してから、令和2年1月と、令和3年7月に実施しました。

その後、アンケート結果を踏まえ、給食内容の改善等を努めてきたところですが、引き続き状況を把握するため、本年度も生徒・教職員を対象にアンケート調査を実施するものです。なお、アンケートの調査内容は、前回と同様とします。

2 調査対象

中学校1年生から3年生までの生徒及び教職員

3 調査方法

タブレット端末等を使用し、アンケートに回答

4 調査期間

令和4年12月

5 提出先

教育委員会 学校教育課

中学校給食に関するアンケート調査内容

生徒用

No	質 問	選択肢
1	学校名を選択してください	① 勝山中学校 ② 西ノ岡中学校 ③ 寺戸中学校
2	あなたの学年に○をつけてください	① 1年生 ② 2年生 ③ 3年生
3	給食は好きですか（1つ選択）	① 好き ② まあまあ好き ③ どちらでもない ④ あまり好きではない ⑤ 嫌い
4	給食はおいしいですか（1つ選択）	① おいしい ② まあまあおいしい ③ どちらでもない ④ あまりおいしくない ⑤ おいしくない
5	給食の量はどうか（1つ選択）	① 多い ② やや多い ③ ちょうど良い ④ やや少ない ⑤ 少ない
6	給食の味付けはどうか（1つ選択）	① 濃い ② やや濃い ③ ちょうど良い ④ やや薄い ⑤ 薄い
7	給食で出された食べ物は、残さず食べていますか（1つ選択）	① いつも残さず全部食べている ② とくとき残す ③ いつも残す
8	前問で「とくとき残す」「いつも残す」と回答された人にお聞きします。理由は何ですか（2つまで選択可）	① 苦手な食べ物がある ② 食べる時間が短い ③ おいしくない ④ ポリウムが多い ⑤ お腹がすいていない ⑥ ダイエットをしている
9	給食の時間は楽しいですか（1つ選択）	① 楽しい ② やや楽しい ③ 普通 ④ あまり楽しくない ⑤ 楽しくない

10	学校から配布される「給食だより」を見ているですか（1つ選択）	① いつも見ている
		② とくとき見ている
		③ ほとんど見ていない
		④ まったく見ていない
11	前問で「ほとんど見ていない」「まったく見ていない」と回答された人にお聞きします。理由は何ですか。	① 内容が面白くない
		② 内容に興味関心がない
		③ 文章が難しい
		④ その他（ ）
12	給食で、地場産野菜を使っていることを知っていますか（1つ選択）	① 知っている
		② 知らない
13	中学校給食について、今後期待することは何ですか（2つまで選択可）	① おいしさ
		② 量
		③ 栄養のバランス
		④ 安心・安全
		⑤ メニューの豊富さ
		⑥ 価格の安さ

中学校給食に関するアンケート調査内容

No	質 問	選択肢
1	学校名を選択してください	① 勝山中学校
		② 西ノ岡中学校
		③ 寺戸中学校
2	あなたの担当を選んでください	① 学級担任
		② 学級担任以外
3	担任の先生に伺います。配り残しや食べ残しの状況について、およそ1週間の平均でお答えください（1つ選択）	① ほとんど残らない
		② 10分の1程度残る
		③ 5分の1程度残る
		④ 3分の1程度残る
4	給食の課題は何ですか（2つまで選択可）	① 給食指導
		② 食物アレルギーや異物混入などの対応
		③ 生徒の休憩時間確保
		④ 食に対する興味関心
		⑤ 食事についての正しい理解や望ましい食習慣
		⑥ 食べ残し
		⑦ その他（ ）
5	配り残しや食べ残しをなくすには、どうすれば良いと思いますか（2つまで選択可）	① 給食指導
		② 味、おいしさの追求
		③ 旬や季節の行事食・郷土料理の充実
		④ バリエティに富んだ献立内容
		⑤ 給食に関連した食育の充実
		⑥ その他（ ）
6	給食を活用した生徒への食育について、どの項目を特に進めていけば良いと思いますか（2つまで選択可）	① 食事の時の挨拶や食事マナー・作法
		② 朝食の欠食や早寝早起き等生活リズム
		③ 地産地消への理解と地場産物活用
		④ 食文化への理解
		⑤ 栄養摂取と生活習慣病
		⑥ 食の安全性
		⑦ 食に関わる環境の問題
7	前問を進めるために、重要と考えることは何ですか（2つまで選択可）	① 食育研修等の充実
		② 教科との連携
		③ 食事環境の整備
		④ 献立の充実
		⑤ 家庭や地域との連携
		⑥ その他（ ）
8	今後、中学校給食に期待することは何ですか（2つまで選択）	① おいしさ
		② 量
		③ 栄養のバランス
		④ 安心・安全
		⑤ メニューの豊富さ
		⑥ 価格の安さ
		⑦ 食育の充実

令和４年度 向日市立小中学校における体育大会の実施状況について

令和4年10月26日

学校教育課 指導係

◇校長会では実施に当たり、①感染症対策、②教育的意義を見直し、③教職員の業務改善の３つ視点で、本市のコロナ禍における体育大会の在り方について協議した。

◇各学校では、実施日を延期することなく、全プログラムを実施した。

◇各学校において、児童生徒の座席配置の工夫や競技中の応援は大声を出さないようにするなど、感染症対策を講じた。

◇小学校ではすべて午前中開催とし保護者の参観について参観場所を分散させたり、児童の競技や演技を開催する順を３部制とし参観する保護者を入れ替えたりする等、密集を避ける工夫を行った。

◇中学校では、応援中や競技中などのそれぞれの場面で、マスクの着脱について自ら判断できる力が付いてきており、主体的に学校行事に参画する姿が見られた。

	日時	各学校の実施状況	備考
向陽小	令和4年10月15日（土） 午前９時から同12時まで	・児童の座席を可能な限り距離をとって配置。 ・競技や演技は低・中・高学年ごとに分けて３部制 ・1年個人走、2年以降は学年競技を実施（密集しない競技内容） ・保護者は入替え制として参観を可。保護者席なし。	特記事項なし
2 向小	令和4年10月15日（土） 午前９時から同12時まで	・児童の座席を可能な限り距離をとって配置。 ・競技や演技は低・中・高学年ごとに分けて３部制 ・保護者は入れ替え制として参観可。保護者席なし。	特記事項なし
3 向小	令和4年10月15日（土） 午前９時から同11時30分まで	・児童の座席を可能な限り距離をとって配置。 ・競技や演技はきょうだい学年（1-4年、2-5年、3-6年）に分けて３部制。 ・保護者は入替え制として参観可。保護者席なし。	特記事項なし
4 向小	令和4年10月15日（土） 午前９時から同12時まで	・児童の座席を可能な限り距離をとって配置。 ・競技や演技は低・中・高学年ごとに分けて３部制。 ・保護者は入替え制とし、参観可。保護者席なし。	特記事項なし
5 向小	令和4年10月15日（土） 午前９時から同12時まで	・児童の座席を可能な限り距離をとって配置。 ・競技や演技は低・中・高学年ごとに分けて３部制。 ・保護者のニーズが高いリレーを実施。 ・保護者は入替え制として参観可。	特記事項なし
6 向小	令和4年10月15日（土） 午前９時から同11時30分まで	・児童の座席を可能な限り距離をとって配置。 ・競技や演技は低・中・高学年ごとに分けて３部制。 ・保護者席を限定して席を確保。	特記事項なし
勝山中	令和4年10月12日（水） 午前９時から午後３時まで	・生徒の座席を可能な限り距離をとって確保。 ・学年種目について、コロナ禍で可能な種目を生徒とともに考案し実施した。 ・応援パレードは席応援を距離をとって配置。 ・保護者は3年生のみ参観可。	特記事項なし
西ノ岡中	令和4年10月12日（水） 午前９時半から午後２時まで	・生徒の座席を可能な限り距離をとって確保。 ・障害物競走では、障害物を不特定多数が触るため競技者全員が手袋をつけて実施した。 ・保護者の入場制限なし。	特記事項なし

寺戸中	令和4年10月12日（水） 午前 9 時25分から午後 2 時まで	・生徒の座席を可能な限り距離をとって確保。 ・競技内容を精選し、徒競走と障害物競走はせず、学年種目について、コロナ禍で可能な種目を生徒とともに考案し実施した。 ・保護者は3年生のみ参観可。	特記事項なし
-----	--------------------------------------	--	--------